

## 「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」及び 「ごみ集積場所設置基準」の一部改正について

### 1 趣旨

都市計画法及び横浜市開発事業の調整等に関する条例において、20ha以上の開発行為及び20ha未満の開発行為で10戸以上の一戸建て住宅を計画する開発事業者には、「ごみ集積場所」の設置義務が課されています。ごみ集積場所設置については、「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」（旧名称「開発行為に伴うごみ収集場に関する手続要綱」）に定めて手続きを行っています。

また、市民がごみを排出する際の利便性及び収集作業の効率と安全の確保から、ごみ集積場所の面積、形状、位置等、具体的な内容については、「ごみ集積場所設置基準」を定めています。

この度、「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」及び「ごみ集積場所設置基準」の一部改正を行います。

### 2 主な変更点

#### (1) 開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱

##### ア 利用者への説明

開発許可申請者は、ごみ集積場所の維持・管理方法について利用者へ説明することを規定します。

##### イ 寄附受付期間

完了検査を受け、審査調書が発行されてから6か月以内とします。

#### (2) ごみ集積場所設置基準

##### ア 申請様式

ごみ集積場所の設置等に関する申請様式を設定します。（「ごみ集積場所（新設・変更等）申請書」）

##### イ 形状

ごみ集積場所の形状を長方形を基本とするよう規定します。

##### ウ 設置場所

寄附を受けるごみ集積場所の条件に、公道に接していること、及び不要な構造物がないことを規定します。